グループホームめぐみ荘　運営規程

（事業の目的）

第1条　　有限会社めぐみが開設する（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所グループホームめぐみ荘（以下「事業所」という。）が行う(介護予防)認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護職員等が要介護者等であって認知症の状態にある高齢者に対し共同生活住居において、家庭的な環境の下で入浴・食事等の介護、その他の日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

（運営の方針）

第2条

1.　事業所の介護職員等は要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2.　事業実施にあたっては関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。また、「医療法人　檜山会」をはじめ関連施設の協力体制を活かして認知症の改善を目指す。

3.　看取り指針を定め、本人、家族の同意の下、入居者が住み慣れた施設で身体及び精神的なケア、また苦痛の緩和を提供できる看護職員を配置し、できる限り尊厳のあるターミナルケアを提供できるよう努める。

（事業所の名称等）

第3条　　事業所の名称および所在地は次の通りとする。

１．名称　　グループホームめぐみ荘　めぐみ荘２

２．所在地　長崎県大村市西部町４９５番地７

（職員の区分および員数）
第4条　　事業所に勤務する職員は次の通りとする。
【めぐみ荘】
１．管理者　　１名
２．計画作成担当者　１名
３．介護職員　　15名以上

【めぐみ荘２】
１．管理者　　１名
２．計画作成担当者　１名
３．介護職員　　15名以上

（職務）
第5条
1.　管理者は理事会および法人取締役の指命を受け所属職員を指揮監督し、業務を統括するものとする。

2.　計画作成担当者は利用者の状況を踏まえ、他の介護従業者との協議のうえで具体的な（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者又はその家族に内容等の説明及び同意を得て交付する。作成後においても実施状況を把握し、必要に応じて変更を行うものとする。また、他の通所介護や指定居宅サービス等の活用や多様な活動の確保に努めるとともに、協力医療機関等との調整を行う。

３．介護職員等は（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき、利用者の援助および健康保持のための適切な措置を行う。

４．介護・看護職員等は看取り指針に則し、適切で尊厳のあるターミナルケアを提供する。

（利用者の定員）
第6条　　施設の利用定員は【めぐみ荘】　９名
【めぐみ荘２】９名とする。

（利用料金等）
第７条
1．指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスである時は利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

2．指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払を受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」によるものとする。

3．家賃については、日額 750 円を徴収する。

4．食事の提供に要する費用については次の日額を徴収する。
朝食 300 円　昼食 400 円　夕食 400 円　おやつ１００円

5．水道光熱費、日額３００円を徴収する。

6．その他日常生活において利用者が負担することが適当とみとめられるものの実費について徴収する。

7．前７項の利用料の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料について記載した領収書を交付する。

8．指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に際し、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明したうえでその内容及び支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けるものとする。

9. 費用を変更する場合には、予め利用者又はその家族に対し、事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の記名押印をうけるものとする。

10. 法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）認知症共同生活介護に係る利用者の支払いを受けた場合は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額、その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者又はその家族に対し交付する。

（介護の内容および手続きの説明および同意）
第８条
(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容は次の通りとする。

（1） 食事・入浴・排泄・着替え等の介助
（2） 日常生活上の世話
（3） 日常生活の中での機能訓練
（4） 相談援助
（5） 看取りの指針に基づく看取り介護

（利用者又はその家族に対しての説明及び同意）
第９条
利用者又はその家族に対して、次の各号の説明の上同意を得なければならない。

（1） この運営規程の概要
（2） 従業員の勤務体制その他重要事項
（3） サービスの内容及び利用期間利用料金等
（4） 看取りの指針に基づく看取り介護について

（入居にあたっての留意事項）
第 10 条
利用者は共同生活を営む上で、次の各号に留意しなければならない。

（1） 火気、刃物類の持ち込みの禁止
（2） 他の利用者のプライバシー保護
（3） 消灯時間の厳守
（4） 著しく利用者等に迷惑をかける行為

（非常災害対策）
第 11 条
管理者は火災、地震、風水害の非常時に備えて、消火、避難、救出に関する計画を定め、定期的に訓練の実施等を行い万全の対策を講じると共に、利用者が常に防災を心掛けるように指導しなければならない。

（身体的拘束等の適正化及び虐待の防止のための措置に関する事項）
第 12 条
1．身体的拘束等の適正化及び虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に委員会を開催すると共に、その結果について従業員に周知徹底する。

2．身体的拘束等の適正化、虐待の防止の指針を整備する。

3．従業員に対し身体的拘束等の適正化及び虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

4．上記措置を適切に実施するための担当者（委員）を任命する。

(補則)
第 13 条
この規程に定めるもののほか、必要な事項については管理者が役員会の承認を経て別途定めることができる。

(改正)
第 14 条
この規程の改正は役員会の議決により行う。

附則
この規程は、平成 15 年２月１日より施行する。
この規程は、平成 16 年６月１日より施行する。
この規程は、平成 18 年４月１日より施行する。
この規程は、平成１９年５月１日より施行する。
この規程は、平成 19 年８月１日より施行する。

この規程は、平成 20 年６月１日より施行する。
この規程は、平成 20 年 10 月１日より施行する。
この規程は、平成 21 年６月１日より施行する。
この規程は、平成 24 年４月１日より施行する。
この規程は、平成２６年４月１日より施行する。
この規程は、平成 30 年 12 月 21 日より施行する。
この規程は、令和２年１月 21 日より施行する。
この規程は、令和３年１月１日より施行する。
この規程は、令和３年６月２１日より施行する。
この規程は、令和４年９月 21 日より施行する。
この規程は、令和６年４月１日より施行する。
この規程は、令和７年６月１日より施行する。